

# 助成制度のご案内

## 充電設備導入促進事業(集合住宅)

東京都は、電気自動車等の普及促進に向けて、充電設備の導入を支援します。



事業期間	平成30年度から令和4年度（年度ごとに受付期間を設けます。）
概要	東京都内の集合住宅において、電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電設備を設置する方に対して、経費の一部を助成します。

●お問合せ先・  
申請書提出先



公益財団法人東京都環境公社 東京都地球温暖化防止活動推進センター  
クール・ネット東京 都市エネ促進チーム

〒163-0810 東京都新宿区西新宿二丁目4番1号 新宿NSビル10階

TEL 03-5990-5159

URL <https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/mansion-evcharge>

受付時間 月曜日～金曜日（祝祭日・年末年始除く。） 9:00～17:00（12:00～13:00を除く。）



## 『マンションアドバイザー派遣制度』（利用料金無料）

充電設備等の設置にあたってアドバイス等が必要な場合、マンション管理の専門家を派遣する制度があります。  
制度の詳細は、以下をご覧ください。直接お申込みください。

（助成金申請とは窓口が異なります。）

公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター

<https://www.tokyo-machidukuri.or.jp/machi/kanri-adviser.html>

内 容

助成対象者

東京都内の集合住宅に設置する充電設備の所有者  
(法人、個人、法人格のないマンション管理組合及びリース事業者)

助成対象  
機器・要件

- ① 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車に充電するための設備であること。
- ② 経済産業省の「クリーンエネルギー自動車導入促進事業」で補助金交付対象として承認された設備であること。
- ③ 新品であること。

助成対象  
経費・助成額

	急速充電設備	普通充電設備、V2H等
設備購入費	全額(税抜き)※ 機種に応じた上限あり	半額(税抜き)※ 機種に応じた上限あり
設置工事費	上限：309万円※	上限：81万円※
受変電設備 設置・改修費	受変電設備設置にかかる 部材費及び労務費 上限：435万円※	—

※ 国の補助金を併用する場合は、その分を差し引く

	太陽光発電システム及び蓄電池
助成対象設備	太陽光モジュール、パワーコンディショナー、蓄電池等 ※ただし、V2Hを導入する場合に限る。
助成対象経費 助成率	購入費・工事費 上限：1,000万円※ ※ただし、太陽光発電システム 30万円/kW、 蓄電池 20万円/kWhを上限とする。

申請について

- ① 国の補助金を併用する場合  
工事が完了し、国の額確定通知を受領してから、交付申請を提出  
(工事・支払完了から1年以内)
- ② 国の補助金を併用しない場合  
工事開始前に交付申請を提出